

令和7年度農薬管理指導士認定研修会及び更新研修会開催要領

1 目的

農薬取締法第2条第4項に規定する農薬販売者及びその販売員並びに農薬使用者に対して、農薬に関する専門的な研修及び試験を実施し、当該試験に合格した者を愛媛県農薬管理指導士として認定することにより、農薬取扱者の資質の向上を図り、もって農薬による危被害の未然防止及び環境保全対策を推進することを目的とする。

1 日時

(認定研修) 令和8年1月22日(木) 9:15～14:30

(更新研修) 令和8年1月22日(木) 9:15～12:05

2 場所

愛媛県農林水産研究所4階大会議室 松山市上難波甲311

TEL: 089-993-2020(代表)

3 研修対象者

(認定研修)

次のすべての条件を満たす者。

- (1) 満20才以上の者であって、農薬の販売業務又は使用業務に2年以上従事していること。
- (2) 毒物及び劇物取締法第8条第1項の規定による毒物劇物取扱責任者の資格を有していること。
- (3) 勤務する事務所(自営の業者にあつては、その主たる事務所)の所在地が愛媛県内にあること。

(更新研修)

「愛媛県農薬管理指導士認定要綱」第9条第1項に規定する認定期間が満了する又は満了後1年以内の農薬管理指導士

(平成7、10、13、16、19、22、25、28、令和元、4年度認定農薬管理指導士及び令和6年度農薬管理指導士更新研修未受講者)

4 研修内容及び時間

別紙「研修日程表」のとおり

5 その他

- (1) 筆記用具を持参すること。
- (2) 受講票は発行しておりません。
- (3) 申請書様式関係は愛媛県ホームページ下記サイトから入手できます。

<https://www.pref.ehime.jp/page/11438.html>

6 問い合わせ

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係(担当:菅(スゲ))

TEL: 089-912-2555